第

2342

묽



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2003年)$ 平成 $_{15}$ 年 7月 23日 水曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

△ 海外に居住する子に送金した場合

♠:贈与した現金は国内においてあなたが 所有していた財産であることから、日本の贈 与税が課税されます。

【解説】

日本の贈与税は、贈与を受けた者が贈与を 受けた時に、国内に住所を有するかどうかに よって、課税される財産の範囲が異なります。

贈与を受けた者が国内に住所を有する場合、 又は、贈与を受けた者が贈与を受けた時に国 内に住所を有しない場合 (贈与前5年以内に 限る) でも日本国籍を有するときには、その 財産の所在にかかわらず、贈与を受けたすべ ての財産について贈与税が課税され、贈与を 受けた者が国内の住所も日本国籍も有さない 場合は、贈与を受けた財産のうち日本国内に 所在するものに対してのみ、贈与税が課税さ れます。ご質問の場合、息子さんは数年間海 外に在住されているとのことですが、贈与し た現金はあくまであなたが日本で所有してい たものであり、海外の口座へ送金したのは贈 与の契約を履行するためであると考えられる ことから、その現金は日本国内に所在するも のとして取り扱われ、息子さんがどちらに住 んでいるかにかかわらず、日本の贈与税が課 税されます。







